

## 枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱

制定 平成 27 年 3 月 31 日枚方市要綱第 23 号  
最終改正 令和 4 年 5 月 27 日枚方市要綱第 32 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する商店街等活性化促進事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内の商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対して交付することにより、商店街等の活性化を促進し、もって市内の商業の振興に資することとする。

### (補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる団体で市内に所在するものとする。ただし、暴力団等を除く。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 3 条第 1 号の事業協同組合及び同条第 1 号の 2 の事業協同小組合
  - (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第 2 条第 1 項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、商店街を運営する団体で、次に掲げる要件を満たすもの
    - イ 当該商店街の区域が明確に形成されていること。
    - ロ 総会、役員会等の合議制によりその意思決定を行っていること。
  - (4) 前 3 号に準ずる団体で、市長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度に既に補助金の交付の決定を受けている者は、当該補助金に係る区分と同一の区分の補助金については、補助金の交付の対象となる者になることができない。

### (補助対象行為)

第 4 条 補助金の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、別表の区分の欄に掲げる補助金の区分ごとに、同表の補助対象行為の欄に定める事業を実施することとする。

### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表の区分の欄に掲げる補助金の区分ごとに、同表の補助金の額の欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国等から補助、助成等を受けている場合においては、別表の区分の欄に掲げる補助金の区分ごとに同表の補助対象経費の欄に掲げる経費の額の総額から国等から補助、助成等を受けた額を控除して得た額を補助対象経費の総額として、補助金の額を算定する。
- 3 枚方市補助金等交付規則第 6 条第 1 項の規定により補助金を交付すべきものと認めた申込み

係る補助金の額が予算額を超えた場合は、別に定める方法により算定した配分率に応じて補助金の額を決定する。

(補助金の交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象行為により取得した財産について、補助対象行為の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助金の交付後に補助対象経費に係る仕入控除税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が確定したときは、速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額の範囲において市長が定める額を返還すること。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱（平成25年枚方市要綱第17号）は、廃止する。
- 3 別表販売促進事業の項の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 [平成30年3月30日枚方市要綱第36号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成29年度までにオンリーワン商店街創造事業に係る補助金の交付を受けた者についての同要綱別表オンリーワン商店街創造事業の項の規定の適用については、同項中「150万円（当該事業を継続して実施している場合で、当該事業の初日の属する年度の翌年度において実施する事業については100万円、翌年度を超えた期間において実施する事業については50万円）」とあるのは、「200万円」とする。

附 則 [平成31年3月29日枚方市要綱第26号]

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和元年10月8日枚方市要綱第19号]

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び別表の改正規定（空き店舗活用事業の項に係る部分に限る。）は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の第5条及び別表の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和3年4月27日枚方市要綱第39号〕

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和3年5月27日枚方市要綱第42号〕

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和4年5月27日枚方市要綱第32号〕

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

区分	補助対象行為	補助対象経費	補助金の額
オンライン商店街創造事業	中長期的に集客を確保し、商店街等の活性化又は再生を図ることを目的に、当該商店街等の独自性あるイベントを実施し、又は地域資源の活用若しくは地域課題の解決に資する事業（継続して実施する場合にあっては、3年までを対象とする。）。ただし、過去3年以内に開始後6年継続せずに中止された事業の内容と同一の内容のものを除く。	1 広告宣伝費、当該イベントを開催する会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。） 2 補助対象行為に新たに取り組む場合における必要な調査及び企画立案に係る委託料	1 150万円（当該事業を継続して実施している場合で、当該事業の初日の属する年度の翌年度において実施する事業については100万円、翌年度を超えた期間において実施する事業については50万円）を限度として、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額 2 30万円を限度として、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額
商店街PRソフト事業	印刷物、ホームページその他の媒体を用いて商店街等を効果的に広報する事業及びそのための情報管理システムの構築等に係る事業	広告宣伝費、報償費、委託料、印刷製本費、消耗品費（イベント等の告知に係る費用を除く。)	50万円を限度として、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額
共同設備等ハード整備事業	商店街等の魅力を高めるため、次の各号に掲げる共同設備等の設置若しくは補修等又はサービスの利用を行う事業 (1) 駐車場・駐輪場 (2) 街路灯 (3) 公衆便所 (4) 放送施設 (5) AED（自動体外式除細動器） (6) 防犯カメラ (7) 看板 (8) アーケード (9) IT機器、ITサービス その他IT技術（以下この項において「デジタルツール」という。）	次の各号に掲げる共同設備等又はサービスの区分に応じ、当該各号に定める種類の共同設備等の設置若しくは補修等又はサービスの利用に係る経費のうち、別に定めるもの（第1号及び第4号にあっては、設置に係る経費に限る。）。ただし、共同設備等の敷地の取得、補償、造成及び使用に要する経費を除く。 (1) 駐車場・駐輪場 一般顧客が無料で使用できるもので、舗装を施したもの (2) 街路灯 公衆街路灯（商業灯と認められるものに限る。以下同じ。） (3) 公衆便所 一般顧客を対象とするもの (4) 放送施設 一般緊急放送用又はBGM用のもの (5) AED（自動体外式除細動器） 一般顧客が利用できるもの (6) 防犯カメラ 道路等屋外に設置するもの (7) 看板 立看板その他の商店街等の全体をPRするために道路等屋外に設置するもの (8) アーケード アーケードの取扱いについて（昭和30年国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）のアーケードの設置基準に定めるもののう	100万円を限度として、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額

		<p>ち、次に掲げるもの</p> <p>イ 道路の一侧又は両側に設けるアーケード</p> <p>ロ 道路の全面又は大部分を覆うアーケード</p> <p>ハ 屋根が定着していないアーケードで設置基準の特例の適用を受けるもの</p> <p>(9) デジタルツール 商店街等がその業務の効率化のために設置又は利用するもの</p>	
街路灯電気代補助事業	商店街等の安全・安心の確保のために街路灯を維持管理する事業	第3条に規定する補助対象団体が道路占用許可等を受けている期間のうち、補助金の交付の申込みの日の属する年度の1月1日が属する年の前年に支払った公衆街路灯の電気料金	補助対象経費の総額に10分の9を乗じて得た額
商店街共同活性化事業	市内の2以上の商店街等や商店街等と近接する大型店舗が共同で主催し、新たな商店街活性化のためのイベント等を実施する事業（継続して実施する場合には、3年までを対象とする。）	広告宣伝費、当該イベントを開催する会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。）	50万円を限度として、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額
「まちづくり」提案型事業	空き家、空き店舗又は空き事務所（以下「空き家等」という。）の活用又は空き家等におけるデジタル化の促進により、地域の活性化を図る事業であると市長が認めた事業	空き家等に係る賃貸料、通信費、アルバイト賃金、報償費（別に定める基準以下の額であるものに限る。）、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費、催事に係る保険料その他市長が必要と認める経費（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。）	200万円（工事費及び改修費については、60万円）を限度として、補助対象経費の総額